

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

●11月30日 納期限●

固定資産税	3期分
国民健康保険税	7期分
介護保険料	7期分
後期高齢者医療保険料	5期分
保育料	11月分
水道料	11月分
町営住宅使用料	11月分

●12月25日 納期限●

国民健康保険税	8期分
介護保険料	8期分
後期高齢者医療保険料	6期分
保育料	12月分
水道料	12月分
町営住宅使用料	12月分

産業課からのお知らせ

新築住宅建設等奨励金について

町では定住促進と地域活性化のために町内に住宅を新築する方、または新築家屋を購入し生活を始められた方に対して奨励金20万円を交付しています。

奨励金の対象者

次の要件のすべてに該当される方です。

- 平成25年4月1日～平成28年3月31日までの間に、町内に住宅を新築または新築家屋を購入し、入居された方。
- 申請時に、新築住宅に住民登録があり生活している方。
- 申請者および同居者に町税およびこれに準ずる納付金に滞納がない方。

奨励金の対象住宅

- 新築後1年以内の一戸建て専用住宅、または玄関・台所・浴槽・便所・居室がある店舗等の併用住宅であること。(附属屋、店舗、倉庫、工場、車庫および別荘等一時的に使用するもの、アパートなど賃貸を目的とした建物は除きます。)
- 新築した住宅または購入した新築家屋の床面積が50㎡以上であること。

奨励金の手続き

①奨励金交付申請

奨励金対象住宅に入居後に「新築住宅建設等奨励金交付申請書」を記入し、添付書類を添えて提出してください。審査、現地確認後に「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されます。

②奨励金の請求

「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されましたら、「新築住宅建設等奨励金交付請求書」を記入し提出してください。後日指定された口座に奨励金が振り込まれます。

□お問い合わせ 役場2階 産業課 地域振興係 ☎43-2111(内線2252)

